

令和7年度

土地改良施設突発事故復旧・防止事業

両総地区第3揚水機場3号ポンプ復旧工事

特別仕様書

(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和7年度 土地改良施設突発事故復旧・防止事業 両総地区第3揚水機場3号ポンプ復旧工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という)に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、両総地区突発事故復旧事業計画に基づき、第3揚水機場の3号ポンプ羽根車を更新するものである。

2. 工事場所

千葉県山武市成東地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 3号ポンプ羽根車更新 | 1個 |
| (2) 上記更新にかかる設備の附属機器の交換 | 1式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のほか、第9章設計、第10章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは、本工事の施工対象外とする。
 - 1) 仮締切り工事及び水替工事 (ただし、局部的な小水替えは受注者が行うものとする。)
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 3) 建築・土木設備の補修、改修
 - 4) 受変電設備工事
 - 5) 水管理設備工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

- (1) 揚水機場の取水期間は、3月1日～8月31日であり、この期間内にポンプ設備撤去・据付工事等を行うことができない。なお、撤去・据付工事は、令和7年9月1日より着手可能である。
- (2) 羽根車の据付は、令和8年2月27日までに完了するものとする。

2. 羽根車の更新にあたっては、既設の天井クレーン(電動式トロリ形15ton吊り)が使用可能である。但し、羽根車の撤去・据付時に使用できない場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は、次のとおりとする。

工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

現場作業(屋内)の工事期間には、休日等12日を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休(4月26日～5月6日)、夏季休暇(8月13日～8月15日)、年末年始休暇(12月29日～1月3日)。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施に取り組む工事については、第15章第8項(3)に示す実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の施工しない時間帯において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている303日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月24日(工事完了期限日)まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での

協議を行うこと。

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路は、25t車の進入が可能である。工事期間中は一般の通行に支障を来さないように行わなければならない。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、第三者より苦情等が発生した場合には、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するものとする。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議する。この場合は、契約変更の対象とする。

(3) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、監督職員に報告するとともに受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

受注者は、下記について、必要な調整を行わなければならない。

(1) 設備搬入ルート等の道路使用許可申請(必要に応じて)

(2) その他必要な協議事項又は届出等

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書(施)第1章1-1-7に示す承諾図書の提出は、工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は、提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

工事の施工に必要な諸手続等は、受注者の責任において行うものとし、届出書等を2部提出するものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

撤去・据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、第3揚水機場敷地内とする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等は、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。なお、発注者が施設管理者に返還する際には立会いしなければならない。

工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 資料名

1)	平成17年度 両総農業水利事業 第3揚水機場ポンプ製作据付建設工事 完成図書
----	-------------------------------------------

2. 貸与期間

工事契約から工事完成まで

3. 返納場所

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

4. 貸付条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 設計

1. 一般事項

(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき、設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等

について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

項 目	諸 元
最 高 吸 水 位	EL 15.20
計 画 吸 水 位	EL 15.20
最 低 吸 水 位	EL 18.20
計 画 吐 出 し 水 位	EL 52.60
最 低 吐 出 し 水 位	EL 49.60

第10章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) ポンプ主要部（羽根車）は、運転開始から長期の運転に耐えうる構造とすること。

2. 主ポンプ設備

(1) 機器仕様

- 1) 形式 両吸込横軸渦巻ポンプ
- 2) 口径 1200×1000
- 3) 吐出量 最大吐出量：10.05m³/s 3号ポンプ：3.35m³/s
- 4) 揚程 全揚程：40.1m、実揚程：37.4m
- 5) ポンプ効率 90.0%
- 6) 回転速度 490min⁻¹
- 7) 駆動方式 横軸電動機直結
- 8) 原動機出力 1644 kW

9) 吸水条件 押込み方式

※既設のポンプは(株)西島製作所製、電動機は(株)明電舎製である。

(2) 使用材料

1) 羽根車 CAC402同等品以上

第11章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は、次によるものとする。

2. 機械設備

(1) 羽根車の据付は、既設の電動機主軸を基準に、所定の位置に水平、垂直の芯出しを行い、確実に据付けるものとする。

(2) 現場据付にあたり、施工後検査が困難となる箇所は、予め監督職員の確認を受けた後、施工しなければならない。

(3) 撤去した羽根車は、共通仕様書(施)第1章1-1-23に示す工事現場発生材として報告するものとする。なお、材質、数量、重量を報告するものとし、計測方法については監督職員と協議するものとする。

なお、撤去した羽根車は、第3揚水機場建屋内の搬入口の空きスペースまで運搬し、保管するものとする。

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分解解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 (ポンプ基礎)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 (ポンプ設備等)	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (電気設備)	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 羽根車の更新

既設羽根車の撤去及び据付の作業内容は、以下のとおりである。

(1) 3号ポンプケーシングの開放

3号ポンプのケーシング開放に当たっては、ポンプ内の溜水を排水した後、ボルトを取り外して天井クレーンを使用し、監督職員が指示する仮置き場まで移動するものとする。

(2) 羽根車の撤去

既設羽根車の撤去に当たっては、既設の機器に損傷を与えないように留意しながら、天井クレーンを使用して搬出口まで移動し、搬出するものとする。

なお、羽根車撤去と併せて主軸を撤去するものとする。

(3) 羽根車の分解・組立て

撤去した主軸は工場に運搬し、分解・清掃の後、製作した羽根車と組立て、外観構造等を目視にて確認する。

なお、羽根車は羽根表面の平滑処理、動的バランス調整、主軸振れ等の必要な点検を行うものとする。

(4) 羽根車の据付

工場に組立てた羽根車と主軸を第3揚水機場に運搬し、既設の機器に損傷を与えないように留意しながら、天井クレーンを使用してポンプ設備まで移動し、据付けた後、調整するものとする。

(5) 3号ポンプケーシングの閉塞

3号ポンプのケーシング閉塞に当たっては、天井クレーンを使用してポンプ設備まで移動し、所定のトルクによりボルトを締付けるものとする。

第12章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、予め監督職員が指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という)から提示を求められた場合は、従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から補修を求められた場合は、従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は補修に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第13章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

(1) 主任技術者

建設業法第7条第2項イ又はロ、又はハに該当するものであること。

(2) 監理技術者

①建設業法第15条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

②監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有するものであること。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は、予め監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上

記1) に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。

3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 関係機関との協議に係るもの
- (2) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (3) 第三者との協議に係るもの
- (4) 不可抗力によるもの
- (5) 第2章第4項に示す工事数量に変更が生じた場合
- (6) 交通誘導警備員の配置が必要となった場合
- (7) 再利用、継続使用が可能と考えていた部品等が使用できない、又は交換を考えていた部品が再利用、継続使用可能であった場合
- (8) 工程制限に変更があった場合
- (9) 機器類の搬入・搬出方法が変更となった場合
- (10) 現地調査及び設計照査の結果、機器仕様の変更及び既設設備の改造が追加で生じた場合
- (11) 機器仕様に変更が生じた場合
- (12) 撤去方法に変更が生じた場合
- (13) 既設設備等を産業廃棄物処理する必要がある生じた場合
- (14) 本工事対象外の設備、装置、部品等に異常や劣化が発見された場合
- (15) 機器の製作期間に変更が生じた場合
- (16) 用水手当て、受電電力の調整が整い、試運転調整が可能な条件が整った場合
- (17) 1号、2号ポンプの点検・整備を追加する場合
- (18) 天井クレーンの点検・整備を追加する場合
- (19) 施工範囲で変更が生じた場合
- (20) 公共事業関係調査の対象工事となった場合

- (21) 法・基準の改正に係るもの
- (22) その他現地精査により変更が生じた場合
- (23) その他本仕様書に定めのないもの

第15章 その他

1. 電子納品

(1) 工事完成図書を、施設機械工事等共通仕様書 第1章1—1—27及び第1章1—1—29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副2部
- ・ 工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、

施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書(施)工場関係書類様式(様式—6)の(様式1～様式4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ②VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案書の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただしその期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注

者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と詰め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者

代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官〈議長〉・関係課職員、事務所長、次長（総括監督員）、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に4部を備え付けなければならない。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、

週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。
- ① 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日) 以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

9. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

10. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

11. 公共事業関係調査に対する協力について

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

1 2. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第16章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図書及び本仕様書に示されていない事項であって構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別記様式 1

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長

都築 慶剛 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	令和 7 年度 土地改良施設突発事故復旧・防 止事業 両総地区第 3 揚水機場 3 号ポンプ復 旧工事
工 事 場 所	千葉県山武市成東地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。